

## 豊中市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

本市の雇用・労働施策は、「豊中市雇用・就労施策推進プラン」(2008年)等に基づき、地域にこだわった施策・事業の推進に努めております。昨年来の急激な景気の悪化と雇用不安の広がりに伴い、改めて雇用の維持や再就職支援、生活や住宅などのセーフティネットといった緊急対策と並行して、成長が期待される産業分野への労働力移転の支援・再就職支援、あるいは新しい雇用の受け皿となる事業や企業等の振興などが重要になっております。同時にこれら課題は1つの地域・自治体に閉じた取り組みでは対応できるものではなく、国や府など広域的な連携が欠かせないと考えております。

雇用の維持については、国等の対策情報の提供とともに、解雇等に伴う労働相談やその解決支援について、引き続き府や国の関係機関と連携して進めております。

雇用の創造については、市独自のものとして厚生労働省「地域雇用創造推進事業」を活用した事業(「とよジョブ」府内で本市のみ)を展開しており、従来実施できなかった企業向けや求職者向けの事業を実施しております。また、平成20年度第二次補正による「ふるさと雇用再生事業」(21(2009)年度4事業、約3.5千万円)、「緊急雇用創出事業」(21(2009)年度12事業、14.7千万円)の展開、さらに「企業立地促進条例」の運用や空港周辺移転跡地の有効利用など、一連の雇用施策と産業施策を関連付けた取り組みにも着手しております。

福祉・医療分野では「とよジョブ」におけるヘルパー等の人材育成と緊急雇用創出事業を活用した事業所による雇用を組み合わせ、働きながら資格取得等のスキルアップを図り再就職を促進する事業を具体化するなど、創意工夫した雇用の創出に努めております。引き続き関連対策等を有効に活用しながら取り組みを進めてまいります。(市民生活部)

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

就職困難層に対する支援については、地域就労支援センターにおける取り組みや関係の自立就労に係る相談窓口と連携して進めております。地域就労支援センターの利用者(平成20(2009)年度実績)は相談件数1,892件(前年比28%増)、相談者514名(同16%増)、就職決定185件(同8%増)172件(2008年度実績から)と拡大し、就職困難者等に対する就労支援として定着してきております。また、福祉・保健や子育て支援、男女共同参画、教育などの分野とも連携、協力関係も拡大しており、さらに豊中市無料職業紹介所を通じて市内中小企業との関係も拡大し、相談者・求職者に対する相談から企業見学、実習訓練の調整、職業紹介、定着支援まで支援の幅を広げており、より複雑で困難なケースへの対応も含め、取り組みを強化してきております。

「豊中市雇用・就労施策推進プラン」において、地域就労支援事業の位置付けを整理しましたが、今後とも雇用失業情勢や就労支援の現状を踏まえ、地域就労支援事業の位置付けを明確にし、取り組みを改善してまいります。(市民生活部)

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働相談や個別労働関係紛争に係る訴訟資金の貸付などの労働紛争の解決支援の場を通じた情報提供のほか、事業所向けの「勤労者ニュース」(2,000部、年1回)の発行や、国や府等が発行する啓発媒体の配布、市ホームページの「雇用・労働」における最新情報の提供に努めております。今後、無料職業紹介事業や地域雇用創造推進事業等を通じた企業等への情報提供も含めて周知に努めていきます。(市民生活部)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

評価項目や対象業種の拡大については、労務提供型契約検討会での議論を踏まえ、適正な契約事務の執行に努めるとともに、将来的に拡大していく必要性について検討してまいります。

委託先の労働者の賃金等につきましては、基本的には雇用関係にある労使間における問題ですが、労働者の賃金に関する問題についてどのような取り組みが可能か研究してまいります。

公契約条例の制定につきましては、国における法整備や府をはじめとする周辺自治体の状況を

注視してまいりたいと考えております。

(総務部)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「豊中市男女共同参画計画」において、基本目標の一つである「就業における男女共同参画の推進」の中でも、ワーク・ライフ・バランスの取り組みの推進を挙げ、「すてっば」において、講座の実施や啓発に取り組んでいます。「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、そうした社会実現のために必要とされる具体的な3つの条件が挙げられていますが、そのためには、労働分野・福祉分野・社会教育分野など、様々な関係部局との連携・調整をしつつ、今後とも啓発・周知に取り組んでいきたいと考えています。(人権文化部)

平成22(2010)年度からスタートする次世代育成支援行動計画「こども未来プラン・とよなか」の後期計画では、ワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえ、新たな事業として「企業・団体等への子育て・子育てに関する出前講座」を実施し、企業とともにワーク・ライフ・バランスの実現や、地域社会全体での子育て・子育て支援に向けた取り組みを推進します。(こども未来部)

## 2. 大阪国際空港の活性化について

大阪国際空港は北摂圏における利用客にとって利便性の高い空港で、かつ危機管理等防災拠点空港としても重要なインフラ施設である。

一部で報道されているような「大阪国際空港廃止論」などは北摂地域のみならずひいては関西の経済資源を損なうことになるとともに、神戸空港の開港における関西三空港化に見られる国の航空行政の失敗で、航空会社の公共交通機関としての意義はもちろんのこと、利用者の利便性や北摂地域の交通のネットワークに多大な影響を及ぼしていると言えることから、大阪国際空港がその周辺地域や北摂地域の活性化の柱となるよう取り組むこと。

(回答)

大阪国際空港は、国が管理・運営を行う国内線の基幹空港として国内の各地と結ぶ玄関口であり、人・物・情報等の交流拠点となっており、本市では大きな社会資源と捉え、環境対策・安全対策に配慮しながら、空港を活かしたまちづくりに取り組んでいるところです。

また国においても、平成20(2008)年度の空港整備法改正に伴い、空港周辺地域・空港関係者との連携強化や、利用者利便の向上・安全確保を目的として空港ごとの協議会制度創設に向け準備が進められているところであり、本市といたしましても空港の利便性の向上・安全確保等について引き続き国に働きかけてまいります。(まちづくり推進部)

### 3. 経済・産業・中小企業施策

#### (1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

#### (回答)

本市は、ものづくり事業所が府内で5番目に集積する地域であり、その中心は金属加工・機械製造です。こうした市内ものづくり事業所の実態やニーズを把握し、結び付きを深めるための訪問ヒアリングをしながら、平成18(2006)年度からは、公的研究機関からの研究内容紹介や、大阪府等からの施策の紹介、連携先や支援機関の獲得のため、「とよなか・ものづくりフォーラム」の開催を重ねています。

また、平成21(2009)年度には、市内事業所への理解を広げ、事業所間の連携や取引へとつなげるため、「とよなか産業フェア」を開催いたしました。

今後も「とよなか・ものづくりフォーラム」や「とよなか産業フェア」を継続していき、産官学の連携や、ものづくりB2Bセンターをはじめとした府の施策を有効活用しながら、市内企業のビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

(市民生活部)

#### (2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

#### (回答)

企業立地の促進については、平成20(2008)年4月に「豊中市企業立地促進条例」を施行し、条例適用される事業所については固定資産税を奨励金として交付するほか、企業立地促進が地域環境との調和や雇用創出の促進に結びつくよう、「環境配慮奨励金」や「雇用促進奨励金」を同時に用意しております。

条例の制度周知のために、企業をはじめ多くの市民等に対し市の広報で本制度を紹介する一方で、制度の概要や手続きの流れ、さらには本市の強みやポテンシャル等をまとめたパンフレットを作成し、市内企業をはじめ関係行政機関や民間団体等に配布しております。

また、本制度の対象業種となる製造業・運輸業をはじめ商工会議所の会員企業に加え、地域企業の経営動向に詳しい金融機関や不動産業界などに対しても制度説明会を開催しているところです。

中小企業への円滑な資金調達の支援としては、府や市の制度資金利用者への利子補給や信用保証料助成を行ってきており、さらに今般の世界同時不況に置かれている中小企業の資金繰り支援として平成20(2008)年10月31日から行ってきた「緊急保証制度」を平成22(2010)年度も引き続き延長して実施することとなっておりますが、一連の融資制度につきましても、各金融機関との調

整を図り、広報等での周知に努めてまいります。

(市民生活部)

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

中小企業振興施策の実施にあたっては、本市のもつ都市環境を十分踏まえたうえで、市内商業団体や市内ものづくり事業所へのヒアリングの実施をはじめ、様々な機会を通じて事業者の実情やニーズの把握に努めており、施策に反映させているところです。(市民生活部)

地場企業への優先発注につきましては、引き続き、市内業者の育成の観点から、適切な履行を確保しながら可能な限り分離分割発注を行い、受注機会の確保に努めてまいります。(総務部)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の多く集まる本市にとって中小企業の公正取引の確立は重要な課題であるため、「下請けかけこみ寺」等の相談窓口の周知に努めてまいりましたが、今後は下請二法や下請ガイドライン等について、市内事業所に発行する情報誌「経営レポート」や「ものづくりFAX通信」等での迅速かつきめ細かい情報提供を行います。(市民生活部)

## 4. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

行財政改革を進めるにあたっては、「新・豊中市行財政改革プラン」において、経常収支比率95%をめざして、選択と集中の観点で着実に進めていきます。同プランについてはホームページ等においても公開を行うとともに、進行管理において前年度取り組みの総括についても公開していきます。

また、進捗状況等については、行財政改革推進市民会議にも報告し議論をいただき、市民会議からの提言を受けながら行財政改革を進めております。(行財政再建対策室)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な市民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

行政運営については、政策形成や行政評価における市民参画のあり方の検討を進めるとともに、「新しい公共空間づくり」の観点から市民・事業者等と行政の適切な役割分担で公共を支えるための連携を進めていきます。(行財政再建対策室)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、地方分権時代に対応し、市民に身近な地方自治体としての権限と責任において、地域特性を活かした行政を進めていくため、平成24(2012)年4月の中核市移行に向けて取り組んでいるところです。

また、「大阪発“地方分権改革”ビジョンに基づく権限移譲」についても、地方分権を進めるうえにおいて、中核市への移行時期とあわせて検討を進めているところです。

これらの権限移譲を進めるにあたっては、市民サービスの向上と効率的な事業運営が図れるよう努めるとともに、大阪版権限移譲については、大阪府市長会など通じて、基礎自治体の権限に応じた財政措置がされるよう要望してまいります。(政策企画部)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方が担う事務と責任に見合う税源配分を基本に、住民自治を可能とし、偏在性が少なく安定的な地方税体系の構築に向けて、大阪府市長会等を通じて国に要望してまいります。(財政部)

## (5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

## (回答)

現在、平成23(2011)年度からスタートする「第3次豊中市総合計画後期基本計画」の策定に向けた取り組みを進めているところです。

後期基本計画からは、総合計画の進行管理に施策単位での行政評価制度を導入し、施策の達成度・進捗度などの評価結果を、予算の配分や事業の見直しに活用させていくことで、「自治基本条例」に基づく成果重視の市政運営と市民への説明責任の強化をめざすこととしています。

また、行政評価制度の導入にあたっては、総合計画の進行管理・評価の過程における市民参加の仕組みについても検討してまいります。  
(政策企画部)

## 5. 福祉・医療施策

## (1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

## (回答)

二次医療圏域における地域医療体制につきましては、二次医療圏を構成する4市2町と連携し救急医療体制の維持に努めておりますが、新たな課題が生じた場合には、大阪府はもとより関係団体とも連携しながら見直しを検討してまいります。

医療従事者の離職防止施策の取り組みにつきましては、その必要性に応じ、市長会を通じて国・府へ要望してまいります。  
(健康福祉部)

## (2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

本市では豊中市地域雇用創造協議会に豊中市介護保険事業者連絡会も加入し、当該協議会の行う雇用確保や人材育成に係る事業を通じた支援を行っております。

また、緊急雇用創出基金事業を活用し、介護施設等において働きながら資格を取る「介護保険サービスにおける雇用創出事業」を通じた福祉人材確保の支援に努めています。(健康福祉部)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

過度な利用者負担が生じないよう、財政状況なども勘案しながら、国・府の動向を注視し、利用者の実情に合った障害福祉サービスが受けられる対応に努めてまいります。(健康福祉部)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

国は、小規模事業所等における事業者や従業員の方を対象に、地域産業保健センターを設置し、各種健康相談や個別訪問による産業保健指導等を実施しています。

心の健康に関しましては、従業員の心の健康対策への取り組みをどのようにしたらよいか分からないという事業場を対象に、「メンタルヘルス対策支援センター」を設置し、予防から職場復帰までのメンタルヘルス全般についての相談・問い合わせに応じています。市としては、必要に応じてメンタルヘルス対策支援センターや府の関係機関等を紹介していきます。

また企業にとって従業員のメンタルヘルス対策は、新たな課題でありながらもその対策方法についての知識・経験に乏しいのが現状です。そのため、豊中市企業人権推進員協議会において、メンタルヘルスに対応するための研修を行ったほか、豊中商工会議所では、企業の労務担当者向けのメンタルヘルス対策の相談窓口を開設しているところです。

今後はこうした取り組みと連携するとともに、市内事業所に発行する情報誌「経営レポート」等を通じて情報提供・啓発に努めてまいります。(市民生活部)

## 6 . 子ども教育・男女平等施策

### (1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要であることから、市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

### (回答)

地域実情に応じた子育て支援体制の拡充につきましては、子育て支援センターほっぺと市内8ヶ所に地域子育て支援センターを設置し、地域の子育て支援の拠点施設として、その他8ヶ所の公立保育所内にも地域支援保育士を配置し、子育て相談や子育てサークル育成、公園であそぼうなど地域に密着した子育て支援を進めています。また、協働とパートナーシップのもと、地域の子どもに関わる関係機関・団体等が一体となって作り上げてきた地域子育て・子育て支援ネットワーク事業を進めており、各ネットワークにおいては小学校区ごとに校区連絡会を設置し、子育ての相談や情報の提供、遊びや集い・語り合う場の提供などに取り組んでいます。今後も地域支援保育士のコーディネートによるネットワーク活動の充実により、子育て支援に関わる地域人材の「顔の見える関係づくり」に取り組み、地域の子育て力の強化を図るとともに、保護者自身の子育ての力を育ててまいります。

具体的な保育所の整備目標につきましては、「こども未来プラン・とよなか（次世代育成支援行動計画）」の通常保育事業における整備目標を平成21(2009)年度定員4,390名から平成26(2014)年度4,690名へ300名増やすこととしております。これは、市域における将来の潜在需要を見込んだものであり、この増員により待機児童の解消を図っていきたいと考えております。

(こども未来部)

### (2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援のための交付金が2011年度以降は廃止となるため、市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

### (回答)

小学校の警備員配置につきましては平成22(2010)年度をもちまして大阪府からの交付金支援が廃止となりますが、教育委員会としましては、学校における児童の安心・安全の確保を図る観点から今後も継続してまいりたいと考えております。

(教育委員会)

### (3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学

年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

現在も実施されている小学校1・2年生における35人学級編制について、今後とも継続されるよう府に要望してまいります。

また、本市では、平成11(1999)年より地域体験学習事業を実施し、地域社会の人々との交流や生活体験・社会体験等を積み重ね、児童生徒に「生きる力」を育む取り組みを展開しております。小学校においては公共施設や商店等地域で働く人々からの聞き取り学習等に取り組み、中学校においては各校区を中心としたボランティア活動や職場体験学習等を通じて自らの生き方を考えさせる機会とするなど、小中が連携して勤労観や職場観を培うキャリア教育の推進を図っております。今後に向け、新学習指導要領への位置付けも鑑み、一層取り組みを進めてまいります。

(教育委員会)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度につきましては、生活保護基準の見直しに伴い認定基準額を引き上げ対象者の拡大を図ることについて、また本市独自の奨学金の貸付につきましては生徒がより利用しやすい制度の見直しについて検討しているところです。

その他の項目につきましては、大阪府や国に要望してまいりたいと考えております。

(教育委員会)

(5) (インクルーシブ教育の推進)

障害者権利条約など国際的な障害者施策の潮流となっているインクルージョンの理念を踏まえ、「障害」の有無や様々なちがいで、学ぶ場を分けるのではなく、すべての子どもが地域の学校の普通学級で学ぶ「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進・充実していくために、人的支援など現場支援を行うこと。また、医療的ケアの必要な子どもたちの教育を保障するため、支援体制を充実させること。

(回答)

今後とも関係部局と連携を図りながら、障害者権利条約の理念を踏まえ、これまでの「ともに学びともに育つ障害児教育」のより一層の充実に努めてまいりたいと考えています。また医療的ケアの必要な子どもたちへの支援体制につきましても、引き続き努力を続けてまいりたいと考え

ています。

あわせて国・府へも「ともに学びともに育つ障害児教育」の推進・充実に向けて要望していき  
たいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。（教育委員会）

(6) ( 児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化 )

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体  
制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

( 回答 )

本市では、児童虐待相談への体制整備を図るため、平成16(2004)年7月にこども家庭相談室を  
設置し、児童虐待の予防や早期発見・再発防止に努めております。同相談室では児童虐待の通告  
の受理・支援などを行う「児童虐待相談事業」をはじめ、臨床心理士が子育てに不安や困難を抱  
える保護者に支援を行う「子育て心の悩み相談」、子どもに関わる機関が連携・協力して児童虐  
待防止の取り組みを行う「児童虐待防止ネットワーク事業」を実施しております。今後もこれら  
の事業の充実を図りながら児童虐待の防止に努めてまいります。（こども未来部）

青少年補導センターへの児童虐待の通告につきましては、こども家庭相談室との連携のもと、  
豊中市児童虐待防止ネットワーク会議により安全確認やケース会議を行う等、早期対応・早期援  
助に努めております。また、児童虐待のリスクを抱える家庭については、市福祉部門等との連携  
を深め、早期の相談や必要な支援が行える体制を整え、児童虐待の未然防止を図ってまいり  
ます。（教育委員会）

(7) ( 配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発 )

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行  
い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯  
罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓  
発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及  
啓発を行うこと。

( 回答 )

配偶者暴力防止法の改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の  
実施に関する基本計画」の策定については、平成21年度実施した「豊中市DV被害者等臨時生活  
支援金給付事業」の実施から見えてきた課題等を活かしながら、策定を行います。

また、DVは重大な人権侵害であることを踏まえ、防止の啓発に努めるとともに、被害者支援  
については、大阪府・民間企業等との連携を図りながら、相談・一時保護等の取り組みを進めて  
いきます。（人権文化部）

(8) ( 男女共同参画行動計画の推進 )

本市において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

男女共同参画計画の推進については、各年度施策の実施状況を調査し、調査結果を踏まえながら進行管理を行います。また、男女共同参画審議会からの意見もうかがいながら施策の総合的な推進を図っています。今後とも社会状況や本市の実情を踏まえながら、計画の推進に取り組んでいきたいと考えています。

(人権文化部)

## 7. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

平成19(2007)年度に策定いたしました「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ-70プラン)」に基づき、計画に掲げる具体的戦略等の取り組みを進めております。

「省エネ機器、省エネ住宅への取り組み等に対する支援及びエコポイント制度」に関しましては、平成21(2009)年度に市民対象の省エネ相談会・省エネ診断や市独自のエコポイント付与事業をモデル実施しました。また、学校における省エネの取り組みを推進するための事業である「光熱水費削減分還元制度(フィフティ・フィフティ制度)」に関しましては、同年度はモデル事業として実施しました。「自動車の利用抑制と公共交通機関への転換促進」の取り組みに関しましては、平成22(2010)~24(2012)年度の3ヶ年に実施する予定の事業を盛り込んだ「地域公共交通総合連携計画」を平成21(2009)年度に策定し、公共交通の利用促進を図るための取り組みを展開してまいります。

また、市民向けの太陽光発電システム及び太陽熱温水器の設置に対する補助制度を平成20(2008)年度から実施しており、次年度につきましても引き続き実施する予定でございます。

その他、市民向けに身近でできる省エネの取り組みを広報誌に掲載し、啓発を行いました。事業者向けには、豊中商工会議所が実施しております 省エネルギーセンターの無料診断や国内クレジット制度活用の支援事業について情報提供するなどの啓発を、引き続き行ってまいります。

地域計画の進捗状況の把握に関しましては、毎年度事業の実施状況や市域での温室効果ガス排出量の推移等を市で発行する環境報告書において公表しており、事業の実施結果を検証し、次年度の取り組みにつなげるようにしてまいります。

(環境部)

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物削減の徹底などの施策を一層充実

させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率（10.6%）を早期に全国平均並み（19.6%）にするために、各自治体でも施策を強化すること。

（回答）

本市は、「ごみ減量計画」に基づき市民・事業者・行政の三者による「協働とパートナーシップに基づく循環型社会づくり」の実現に向け、環境マネジメントシステムの考えを取り入れたごみ減量の取り組みを進めております。

現在、本市のごみ中間処理施設である「豊中市伊丹市クリーンランド」で進められている（仮称）リサイクルセンター整備などの施設整備計画にあわせ、平成20(2008)年8月に策定した、リサイクルを推進することを基本とした「今後のごみ分別収集の基本的な考え方」に基づく効率的・効果的な分別収集計画の策定を進めています。また、長期的・総合的な見地に立って、「第3次一般廃棄物処理基本計画」及び「第3次ごみ減量計画」の策定を進めていきます。

今後、ごみの分別収集の細分化を含め「新しい分別収集」を実施する際には、市民・事業者の理解・協力を得て、リサイクル率の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

食料廃棄物の削減につきましては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づき、食品関連事業者が進めることとされています。本市の家庭から排出される食料廃棄物については、有効利用として市民団体との協働による生ごみ堆肥化の普及、無駄のない食生活や食品をごみにしない食生活を実践する市民意識を高めるための取り組みや、市民生活をエコライフスタイルへ転換するなどの啓発に努めます。また、食料廃棄物を多量に排出する事業所については、ごみ減量を進めるよう指導に努めています。（環境部）

(3)（災害対策・耐震対策の拡充）

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

（回答）

食糧備蓄体制については、上町断層系地震発生時の本市の被害想定（大阪府自然災害総合防災対策検討会議報告書による）の避難所生活者数をベースに大阪府との役割分担のもと、アルファ化米・お粥や粉ミルクを計画的に市内18ヶ所の倉庫に備蓄しています。備蓄物資については定期的に更新するなど適正管理を行っております。

また現在市内には、156の自主防災組織が活動しており、各組織において定期的に行われている防災訓練への物資の提供や技術的な支援を行っているほか、民間福祉事業者の協力を得て、福祉避難所の確保にも努めております。

その他緊急医療体制の整備については、保健所や医師会など関係機関との連携体制を整えています。（危機管理室）

(3) - 災害時に一時避難場所となる公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準に

なることから、優先して施策に取り組むこと。また住民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

公立学校施設の耐震化につきましては全国平均より低いことから、可能な限り計画の前倒しをするなど、最優先課題として耐震化率の向上に取り組んでおります。(教育委員会)

住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度については、災害に強いまちづくりをめざし、昭和56(1981)年以前建築の木造住宅に対して、平成9(1997)年度から建築物木造住宅耐震診断の補助制度を実施しており、平成20(2008)年度からは木造住宅の耐震改修費用に対する補助制度を創設したところです。

また、木造住宅耐震改修補助制度につきましては、平成20(2008)年度の実績を踏まえて、平成21(2009)年度予算から補助件数を増加いたしました。

今後とも、木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度について、広報誌や本市のホームページ、出前講座や木造住宅耐震相談コーナー等、多くの機会を通じて広く市民の方々に対して周知していきたいと考えております。(まちづくり推進部)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発しているため、生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保し、後追対策の強化だけでなく、安全意識を住民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

青色回転灯防犯パトロールを行う団体への経費助成や地域コミュニティで自発的に行われているわんわんパトロール等の防犯活動の支援を行っておりますが、今後も、地域における安全環境の向上を図るため、地域コミュニティにおける自主防犯の促進を図れるよう支援・啓発等に努めてまいります。(危機管理室)

平成9(1997)年度に始めました「こども110番の家」の運動や平成17(2005)年度に各小学校区に設置されました「子ども安全見まもり隊」の活動への協力家庭や協力者の拡大に努め、地域における子どもの安全確保の充実を図ってまいります。また、平成18(2006)年度に配置しました「セフティメイト」により、市内全域において巡回活動を行うとともに、豊中・豊中南署生活安全課や子どもの安全見守りに関わる地域の方々との連携を深め、地域安全確保のためのネットワークづくりに努めてまいります。(教育委員会)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れ、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることなどの実

態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

（回答）

交通バリアフリーにつきましては平成13(2001)年から取り組み、平成18(2006)年度には市内13駅すべての「交通バリアフリー基本構想」の策定を終え、現在この構想に基づきバリアフリー事業を進めており、平成22(2010)年度の完成をめざしております。

道路整備状況（大阪府45.8%）につきましては、大阪府全域の国・府道の整備率であり、本市における都市計画道路の整備率（70%）は全国平均（57%）を上回っておりますが、今後、大阪府と連携し、より一層の整備推進に努め、道路交通網の改善を図ってまいります。

公共交通網の整備につきましては、本市の高い公共交通基盤を活用するという観点から、交通事業者の協力を得ながら、公共交通機関の利用促進を図るために、利便性の向上、交通の円滑化、さらには交通不便地域の解消などに努めてまいります。（土木部）

「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ - 70プラン）」における地球温暖化対策推進のための4つの具体的戦略の1つである自動車の利用抑制と公共交通機関への転換促進の取り組みを進めており、平成21(2009)年度に策定いたします「豊中市地域公共交通総合連携計画」により、公共交通利用促進のための事業展開を図るとともに、市民へのPRにも努めてまいります。

（環境部）

(6)（人権侵害救済制度の確立）

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

（回答）

本市では、従来から取り組んでいる人権に関する課題のほか、職場や学校などでのハラスメント行為やインターネットなどでの人権に関する課題や問題を克服し、差別のない社会を実現するためには、人権擁護に関する施策の総合的な推進が必要であると考えています。今後とも、創意工夫をしながら効率的・効果的な人権啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。

一方、差別のない社会の実現には、国レベルで人権侵害の被害者救済制度を整備することも重要であると考えております。そこで、平成14(2002)年10月には、当時国会で継続審議となっていた人権擁護法案に関する要望書を内閣総理大臣に提出し、平成17(2005)年3月には、大阪府市長会の一員として大阪府や大阪府町村長会とともに再度人権侵害の救済に関する法的措置についての要望を提出するなど、働きかけを行ってきました。引き続き国への働きかけを行っていききたいと考えています。（人権文化部）

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は非核平和都市宣言を行い、市民の平和意識の醸成に努めるとともに、平和で安全なまちづくりに努めているところです。今後とも、市民による平和行進の受け入れや平和に関する啓発活動への後援など市民との協働の取り組みを進めるとともに、市主催平和月間事業の実施などを通じて平和に関する情報の発信を続けていきたいと考えています。 (人権文化部)